

アメリカ陪審員ストレス研究に学ぶ 〈裁判員ストレスと「評議の秘密」の視座から〉 (2・完)

河 辺 幸 雄

目 次

- 一 はじめに
- 二 陪審員ストレスの要因と症状
 - 1 カプラン (1992) 論文
 - 2 フェルドマン (1993) 論文
 - 3 ヴィエネン (1993) 論文
- 三 陪審員ストレス要因の複合性
州裁判所全国センター (1998) 調査研究
 - 1 陪審員ストレス
 - 2 司法制度における陪審員ストレスの意義
 - 3 陪審員ストレスに対する司法システムの責任
 - 4 調査報告書の背景
 - 5 調査報告書の概要
 - ① 審理 (以上 37 卷 3 号)
- (2・完) をはじめるにあたって -
 - ② 陪審評議
 - ③ 裁判終了後の手続き
- 四 陪審員ストレスと裁判官ストレスの相関
 - 1 ピーター (2003) 論文
 - 2 ダヴィッド (2008) 論文
 - 3 ダコタ (2011) 調査研究
 - 4 カリフォルニア (2012) 調査研究
- 五 陪審員ストレスの性差
ミカエル (2008) 論文
- 六 コモンウェルス諸国での陪審員ストレス対応事情
 - 1 ニュージーランド司法委員会 (1999) 報告書
 - 2 オーストラリア・マックグラス (2004) レポート 1・2
 - 3 カナダ・ユーコン (2008) 報告書
 - 4 イギリス・ロバートソン (2009) 論文
- 七 おわりに (裁判員法「評議の秘密」の視座から)

(2・完) をはじめるにあたって

陪審員ストレスの研究が開始されたのは、1990年代になってからである。そのころ代償性トラウマの概念が、心理学、精神医学の領域で確立されてから、陪審員ストレスもその概念の中に包含された。心的外傷、心的外傷後ストレス障害、との症状としても認定される場合も生じた。論文のほとんどは心理学者と精神科医によって書かれたが、そのすべてとっていいほど、それらは合衆国の研究者によるものであった。1991年代前半の初期論文は、ストレスやトラウマの原因を、法廷における生々しい証拠や悲惨な証言に求めていたが、1998年の合衆国州裁判所全国センターの調査研究は、陪審審理の全局面にストレス原因が潜在している観点から多くの陪審員と担当裁判官からの聞き取りを通して、その点を例証した。生々しい証拠と証言もその複合ストレス要因の中の一つに位置付けられた。さらに、陪審員ストレスを生じさせる最も大きな原因は、評議室の評議過程にあることが統計上判明した。これには、調査対象の陪審員ストレスを生じさせる事件が「死刑陪審」に該当するものがほとんどであったことが、原因していると考えられる。又有名事件が多いためにマスメディアの報道等外部との接触を避けるための裁判官による「隔離」命令が陪審員のストレスを増幅させた。1998年調査研究のもうひとつの特色は、「司法システムの管理者」の視座から、陪審員自身の「視線」に転換した点にある。その後多くの調査研究がなされ発表されているが、今なおこの分野における基本調査研究として必ずといっていいほど引用されており、又他のアングロサクソン諸国にも多大の影響を与えている。

(2・完) は、この調査研究の②陪審評議の箇所からの学びを始める。合衆国「死刑陪審」の陪審室の実際の働きと、否認事件における犯人性の判断、そして死刑か終身刑か、を陪審員のみで決定しなければならない苦悩と恐怖が、陪審員の物語る詳細から伺い知ることができる。このような、「評議の秘密」にわたるすべてが、アカデミアによって白日の下に開示されるのは、合衆国が、陪審裁判終了後は、「評議の秘密」についての原則解除の法

制度を採用しているからである。そのことにより、陪審ストレスをはじめ陪審作用のすべてをアカデミックリサーチの対象とすることができ、又裁判後の報告集会とカウンセリングの実効性が実質的に担保されている。

②陪審評議

ほとんどの陪審員にとって陪審義務の中で最もストレスに満ちた局面であることは疑う余地のないことである。陪審評議は、本調査参加者の中におけるストレスを感じる第一番目の原因と位置づけられた。陪審員には途方もない責任が重くのしかかっている。彼らが直面するいくつかの困難は、避けがたいものである。しかし、陪審評議のストレスを緩和するためには、裁判所としてなしうる方法がある。

I 説示の明確化

陪審が、評議のために法廷を退く前に、裁判官は、陪審に対して、法について、そして評議の途中で遵守されるべき適正な手続きについて、さらに評議の結果についての報告の適式な方法に関して、説示しなければならない。陪審への不明確な説示は、陪審に全般的な混乱とストレス感をもたらす。本調査は、説示に対する陪審の理解の低さを示している。最も共通して多い陪審の質問は、評議中に辞書を使えるか、ということであった。

陪審は、平易な英語で書かれた説示を必要としている。アメリカ法律家協会 (ABA) は、裁判官は、司法制度を知らない人にとっても理解可能な説示書を用意して配布するべきであると勧告している。抽象化された法概念を避け、個別事件に最も相応しい言葉を用いて書かれるべきである。そのような説示書は、事件の文脈のなかでのものとして理解され、抽象化された用語が引き起こす混乱を避ける手助けになる。説示は、理解しやすくそして日常的な用語が、伝統的な法律用語の代わりに用いられなければならない。説示の中身は、不必要な情報を消去して、事実問題と、陪審が理解しなければならない法に焦点を合わせることによって単純化することができる。

形どおりでない、会話のような調子を用いて説示することは、陪審の理解をより容易にする。本調査の参加者は、短い文章の使用、注意深い陪審への説示を提案した。もし説示が長くなるようであれば、短い休息を挟むことも効果的である。それらの説示が書かれた書面の準備と同じように、視聴覚設備を利用することは、説示が理解しやすく、かつ陪審の記憶に残りやすくなる。つまるところ、裁判官は、陪審評議が行われるときに求められる明確な内容の説示を、法廷で全関係者の前で、陪審に示さなければならない。評議に向かうに際して、陪審員が、適用されるべき法律問題と同様に必要とされる手続きについて、不安と苦痛を感じていないことが望まれるのである。本調査に参加した一人の陪審員は、極端に困難な評議に参加したストレスを次のように表現した。「われわれは全員震えていた、出した結論が間違っているのではないかと、われわれは、自らの愚かさを痛感していた」⁽¹⁾。

II 評議過程ガイダンスの提供

評議の長期化、誤判に対する恐怖、陪審員間の論争、と陪審員がすごさなければならない評議室は困難に満ちている。裁判所は、陪審の評議決定過程が高潔なものであることを理解して、それに干渉することを避けなければならない。しかしその過程における効率性の改善と陪審員同士の礼儀と言葉遣いの見直しについて、なお課題は多い。

多くの陪審員は、評議が困難を伴ったことを具体的に述べた。「陪審が、どうすればいいのかわからないところに行き着いた。われわれは、どうしたら決定にアプローチできるのかの、グループ（陪審）原動力のための、アドバイスを受けることが必要だった。」評議の前の説示の中で、裁判官は、効率的で視点の定まった評議の進行の助けとなる手順について、説示しようと思えばできたはずであった。「評議では、陪審員は相互に妨害し合ってはならない。たとえ意見が違っていても、お互いの意見を尊重しあって、よく他の陪審員の話の聞かなければならない。他の陪審員を辱めてはならない。なぜならば、われわれは、みんな、誰かにけなされれば、気分を害するから

である。」陪審が評議を始める前に、この種の一般ガイダンスを、陪審に提供しておけば、評議は、より効率的に滑らかに進行する。陪審員との積極的な信頼関係の維持は、陪審ストレスを少なくする最も有効な戦略であることは、しばしば指摘される⁽²⁾ところである。

③ 裁判終了後の手続き

審理が終わり、宣告が下され、裁判所は、公式的に、陪審員に任務の終了を告げる。

この瞬間、多くの陪審員は、複雑な心境を抱く。彼らは、任務を完了した達成感を喜び、任務が終了したことに安堵感を覚える。陪審員は、また、困難な感情の洪水を体験し、特に裁判が長期であった場合、あるいは、複雑であった場合には、異常な感情の高まりを経験する。これらの感情は、いくつかの原因によって引き起こされるものであるが、個々の感情は、陪審としての任務の非日常的な体験に対する通常の反応である。裁判官は、本調査で、「この時（裁判終了時）」の重要性を認識していた。彼らは、陪審員に対する「報告集会の開催」を、陪審員ストレスに対する効果的戦略の 42 項目の内のトップから 4 番目にあげている。

I あるべき報告集会の内容

裁判の後に陪審に話しかけるとときには、3つの用語が用いられる。任務終了に当たっての「感謝とねぎらい」、裁判官による「報告集会」、精神衛生士による「カウンセリング」の3用語である。そのとき用いられる話し方、用語の組み合わせ方は、法域や裁判官によってさまざまである。

ストレスをあまり含まなかった裁判の場合、陪審員は、裁判担当裁判官より、一般的な任務終了に当たっての説示だけを陪審解散に当たって聞く。刑事陪審の場合、判決日は後になるので、判決を聞くことを希望するものに、日程の連絡方法が話される。裁判官は、陪審員に、任務遂行に対する感謝を述べ、さらに任務に対して時間を割いてもらったことに裁判所として

の感謝の意を表する。

裁判中に、ある程度の、あるいは、さらに厳しいレベルのストレスが起こった場合には、裁判官は、上記以外の話す機会を陪審員と持つか（報告集会）、あるいは、場合によっては、精神衛生士に、メンタルヘルスケア（カウンセリング）をしてもらえるように要請する。

裁判が、メディアの注目を引く場合、証言が特に「生々しい」ものであったとき、あるいは、裁判がことのほか長期化した場合には、報告集会がしばしば必要的に開かれる。メンタルヘルスケアの最も重要な利点は、例えば鬱、悪夢や不眠のような深刻で重篤なストレス反応が陪審員にある場合、直ちにそれに対応できる専門的知識と技術を持った専門家がいることである。中立的な立場にある人によるカウンセリングに、司法が関与することは妥当ではない。

本調査では、118人の裁判官の内、精神衛生士を利用したのは15%にすぎなかった。これは、深刻なストレスに見舞われる陪審員が少ないことを証明している。陪審員の報告に基づけば、精神衛生士によるカウンセリングが認められたのは、明瞭なハイ・ストレスの症状を示す少数の陪審員だけであった。しかしながら裁判官は、精神衛生士を選択することにもっと気づくべきである。さらに資格を持つ専門家（例えば、心理士、精神科医）へのアクセスを容易にするために、必要な時いつでも治療に当たれる多くの専門家を知っておくべきである。もし裁判所が、被害者支援プログラムを知っている場合には、裁判所のスタッフが、PTSDに対応できる地域精神衛生士と親しいはずである。もしその法域の中に、被害者支援プログラムがなく、他に組織化された精神衛生サービスの供給源がない場合には、近くの医科大や大学心理学科の紹介を受けるべきである。

裁判官のある者は、報告集会を利用して、陪審全体のために、さらにカウンセリングが追加的に必要かどうかを陪審員本人において決断させるための、ふるいわけをする。又他の裁判官は、裁判によって特に心を乱され

たように思える陪審員をチェックし、一定の期間内に何かあれば裁判官に連絡するように手はずを整えておく。

一般的に言って、良好な報告集会とカウンセリングは、陪審員のストレスを減少させ、必要な陪審員に、精神衛生サービスに関する情報を提供し、陪審任務は、一応はひと段落したことを陪審員に実感させ、司法システムに対する信頼を増進させて陪審経験者の満足感を高める⁽³⁾。

II 報告集会の最大限活用化

i 報告集会開催時期

報告集会のタイミングは重要である。もし、宣告が、その日の早い時間になされたとすれば、記者会見より前に、興奮を元に戻す貴重な時間が残されることになり、陪審員にはよいタイミングになる。しかし、もしその日の遅い時間帯に宣告が言い渡されたときには、陪審員は、評議で疲れているはずであるから、このような場合は、報告集会は翌日にしてその日は帰宅させるべきである。陪審員の中には、裁判直後の報告集会は感覚も麻痺しているために、何か話しかけられても、十分には利用できなかつたと報告する者もいた⁽⁴⁾。

ii 陪審ストレスの軽減

裁判官は、報告集会手続きの場所を設営すべきである。報告集会は、法廷か裁判官室か評議室で行われる。その選択結果については、一長一短である。裁判官は、利用可能なスペースで、個々の陪審員の個人的な経験をも考慮して、最高の場所を選択すべきである。どのような場所であれ、裁判官は、陪審員との心理的な距離を減じる手段を講じるべきであって、法服を脱ぎ、裁判官席から降り、同じ目線で陪審員と話をすべきである。裁判官のなかには、報告集会を不愉快なものと感じている者もいるようである。ケリー裁判官は、裁判官の報告集会の有効性を増加させるために、裁判官が用いることのできる戦略を提案している。共感の姿勢を持って聞くこと、陪審員の話に遮らないこと、時には陪審員が言ったことをオームがえしにして声を出

し、陪審員に彼らの話をよく聞いていることを示すこと、陪審員をけなすようなことは言わないことなどである。一般的に、報告集会は、裁判長がすべきものと考えられるが、裁判長の中には、それを好まない人がいる。そのような場合には、報告集会は、他の裁判官がすることになる。

裁判官は、陪審員に対して、報告集会への参加は任意であること、誰もそれに参加しないからといって仲間はずれにされたり、不思議に思われたりすることはないことを明確にすべきである。ある裁判官が、「陪審員には、この報告集会で行われる会話は、録音されていないこと、また裁判はすでに終わっていること、を理解してもらう必要があることを」明らかにした。陪審員が心地よく感じられるように手助けをし、十分に会話がなされるように励ますことができるように、裁判官の中には、法廷を目いっぱい明るくする者もある⁽⁵⁾。

iii 対話の促進

報告集会の目的は、陪審員との自由な話し合いであるけれども、それを主催する裁判官は、その話し合いを十分コントロールしなければならない。ミーティングの目的を述べ、話し合いの基本的なルールを定めることによって、報告集会手続きを始めることを提案する。例えば、一人だけで話したりしない、口々に話さない、他人の意見の秘密性に気を配る、裁判中の評議の蒸し返しはしない、等である⁽⁶⁾。

III 陪審員の質問への対応

i 裁判長期化の理由説明

報告集会は、裁判中には議論にふさわしくなかった質問に、裁判官が答えるのに絶好の機会である。本調査で、多くの陪審員は、裁判遅延への彼らの失望や、裁判官・弁護人を待つ時間の浪費について話した。裁判官は、この報告集会の機会に、なぜ遅れたのかについて説明する。陪審員もまた彼らがいなかったときに行われた会話に興味を抱き、またあの証拠がなぜ出てこなかったのか不思議に思ったりしているから、報告集会は、裁判手続につ

いて説明し、陪審員が理解できなかつたであろう証拠法について説明できるよい機会である。

裁判官の中には、陪審員の個別的な質問について議論することに心地よさを感じる人もいる。例えば、ある証人が、なぜ証言をしなかつたのかななどのようなことである。刑事事件では、被告人には、この後どのようなことが待ち受けているのであろうか、ということについて知りたいと思う陪審員も多い。裁判官のうちあるものは、判決の生成過程（量刑）について、陪審員に説明する者もいる⁽⁷⁾。

ii 陪審員の安心感の樹立

陪審員の中には、彼らの下した宣告に疑問を持っている者もいる。誤りの決定を下してしまったのではないかということについての陪審員の懸念は、裁判が終わった後も長く陪審員を捉えて離さない。裁判官は、報告集会の機会に、そのような陪審員に対して、「あなた方は、よくやった」と言っていて、決定内容にはコメントすることなく、陪審員を安心させることができる。裁判官は、この機会に、「陪審員にとって決定を下すことがどんなに困難なことであるかということ」を強調する。また「陪審裁判までくる事件のほとんどは際立って論争に満ちていて、決定を下すには困難を伴うこと」を説明する。そして次のように陪審員に話をしてこの点についての報告集会を終える。「あなた方は、99%の最高の決定をくださいました。もしあなた方が証拠と証言の評価を誤ったために、99%の良き決定を出せなかつたとしても、それは陪審員であるあなた方の責任ではない。検察官、弁護士、そして何よりも裁判官の至らなさが原因である」。

裁判官は、陪審員に対して、裁判所への義務を十分に果たせたことを強調し、決定を含むすべての手続きに誇りを持つように励ますことができる。本調査において、幾人かの裁判官は、陪審員が、報告集会によって、決定に対してよりよい感情を抱くようになったと報告した。

陪審員は、被告人やその家族、友人による報復を懸念することもあ

る。これらの恐怖は、特に暴力犯罪やギャングに関連する犯罪に多くみられる。一人の陪審員は、「弁護人が被告人に陪審員の名前を知らせた、そして被告人は戻って来てわたしを捕まえる」という懸念を述べた。宣告の後、陪審員は、彼らのプライバシーが保護され、さらに安全の手段が講じられていることについて、説明を受けるべきである。裁判官は、陪審員に、報復事件はまったくといっていいほど起こらないことを説明して安心させ、もし何か脅威を感じたら裁判所に連絡するように説明するべきである⁽⁸⁾。

iii メディア、弁護士からの陪審員保護

裁判後、陪審員は、裁判当事者やレポーターに接することに、ときどき不安になることがある。彼らは、評議室での議論が、秘密でなくなっているのではないかという心配をしている。何人かの陪審員は、メディアに発言を求められるのではないかと不安を表明する。本調査において、何人かの裁判官は、陪審員に、「メディアもしくは弁護士と話しをすとしても、他の陪審員のプライバシー（秘密性）について尊重をするように、注意を促す機会として報告集会を利用している」と報告した。

陪審員をこの困惑から守るために、いくつかの裁判所は、将来の陪審員とのコンタクトに関しての弁護人への抑制について、陪審員に説明し、さらに必要であるならば、いかにして裁判所の保護を行使するかについての説示を提供している。またある裁判所は、メディアを避ける事を望む陪審員のために別の出口を提供することもしている⁽⁹⁾。

iv 陪審員ストレスの減少のために

多くの陪審員は、同じような陪審員ストレス症状を経験する。これらは、不眠症、怒り、罪の意識、侵入的思考、悪夢、鬱などである。これらの症状について、陪審員と話すことは、彼らの感情をよく知り、彼らに、彼らの体験から生じた感情は、「普通のこと、決して特別なことではない」ことを彼らが理解する助けになる。裁判官としては、陪審員が、たとえ今日までの裁判中に、陪審員ストレス症状を感じることはなかったとしても、将

来発症することもあることを、陪審員に注意を促しておくことも大切である。人々は、同じストレス状況に対しても違ったように反応する。ある人は、裁判の後しばらくの間ストレス症状が継続する。ある人は、毎年めぐってくる裁判日や判決日に、そのときに限って症状を繰り返す。ストレス症状は、「異常な経験」に対する「普通の反応」であることを陪審員に再確認させることは、それ自身、ストレスの軽減をもたらすことになる⁽¹⁰⁾。

IV 陪審員の裁判に対する感想を知る

宣告後のさまざまな手続によって、裁判所は、陪審員に対するサービスでまだ改善の余地のある領域を確認することができる。報告集会、個人面談、出口アンケート調査を通しての陪審員との意思疎通は、裁判所が、現在そして将来にわたって、陪審員を助けることの領域を明らかにすることができる。

裁判が終わった後だからといって、裁判での心配事、裁判プロセスへの反応について裁判官が答えることは、遅すぎて無駄であるということはない。それらのことは、将来の陪審員の体験を改善していく助けになる。ある裁判所は、出口調査を実施して、陪審義務についての陪審員の感想や感情の軌跡をたどり、陪審員の不満の領域を確認している。すべての裁判のために、アンケートが、必要ということではないが、裁判所は、別の集会を開いて、陪審員の陪審義務の経験についての抑圧された感情を解放している。陪審裁判の改善は、裁判所にとって有益なものであることが求められる⁽¹¹⁾。

四 陪審員ストレスと裁判官ストレスの相関

州裁判所全国センターの 1998 年調査研究は、陪審員の視座からの陪審員ストレス対策研究であった。1991 年から始まった陪審員ストレス調査研究は、1998 年の同センターの調査研究でピークに達し、一応の落ち着きをみた。その後 2000 年に入り、陪審裁判の担当裁判官のストレス問題を取り扱った論文が出現した。さらに 2005 年前後に、裁判官自身、および裁判官の家族

や親族が殺害されるという事件が連続して多発した。そのために、裁判官が、担当裁判事件の被告人等関係者からの報復の対象になっていることが論じられた。もともと陪審員自身につきまとう、被告人、被害者等からの報復への恐怖は、陪審員自身の中に抽象的な姿ではあるものの存在していた。それに対して担当裁判官が、「報復は具体的には稀有なことであるが、もし何かあれば裁判所に連絡するように」と、むしろ不安をなだめる役割を担っていた。その裁判官の身に具体的な報復殺害事件が連続したことは、陪審員にとって「報復」が具体性を帯び、更なるストレスを増幅させる要因となった。陪審員、裁判官と立場の違いを通り超して、「法廷ストレス」という同一空間におけるストレス概念を生み出し、ストレスは、相互に影響しあい、増加することはあっても減少することはなかった。さらに法廷ストレスの概念は、裁判官を除く法廷スタッフである書記官等のストレスの研究を生み出した。原告（あるいは訴追側）、被告（あるいは弁護側）、裁判体（裁判官、陪審員）という法廷での当事者ではないために見過ごされていた法廷スタッフの役割の実態に目がむけられた。生々しい証拠を保管し、恐ろしい証言を記録する業務は、法廷3当事者の誰よりも頻繁におぞましい証拠に接する機会が多い。それを「慣れ」としてストレス現象のマイナス要因とするか、むしろ「常態」としてストレス増幅の要因とするかは、論議のあるところではあるが、調査結果によれば、法廷スタッフのストレス発症の割合は、陪審員のそれよりも多い結果が判明した。陪審員ストレスは「法廷ストレス」空間の一翼となった。

陪審員ストレス問題を「法廷ストレス」空間の中で把握することは、実情に合致する。しかしもともと裁判官ストレス、法廷スタッフストレスは「職業」ストレスの視点から、一方陪審員ストレスは、憲法上の義務としての「市民」サービスストレスとしての視点から考察されるべきものである。「市民」サービスを、時に「その意」に反しても義務履行しなければならない市民は、「主婦あるいは主夫」であれ個々において「職業」を有するもの

である。その職業が仮に「裁判」という、見方によっては、「花形」と思える職業のようなものでなく、一見平凡な職業である場合でも、その「生業」で一家の生活を立てていかなければならない市民の中には、職業上筆舌に尽くしがたいストレスに身を刻みながらも生き続けている例は、枚挙に暇がない。自からの職業上のストレスを持ちながらも、「市民」サービスでさらに覆いかかるダブルストレスとも言うべきものについては特別なケアが必要であることはいうまでもないことである。以下に検討する論文のうちカリフォルニア (2012) 調査研究が、法廷スタッフのストレス問題とその対策を「職業」災害への類型化の視点から論じるようになったことは適切妥当というべきであろう。裁判官ストレスを間に挟みながら相関的に展開してきた陪審ストレスと法廷スタッフストレスの関係は、「市民」サービスストレスと「職業」ストレスという別個の視点を具備してそれぞれの対策をめぐる戦略を検討する時代に入った。両者どちらのストレス問題に軽重をつけるのではなく、それぞれにとって最も有効な対策を編み出す視点を確保しようとしたと評価することができる。

1 ピーター (2003) 論文⁽¹²⁾

この研究の目的は、裁判官の代償性心的外傷後ストレスを記録するためである。代償性トラウマ (VT) とは、トラウマ (心的外傷) を受けた犠牲者を助けようとした職業人が、被害者が示す反応の結果、自らもその「反応」により受けた心的外傷を言う。第一次トラウマに対して、第二次トラウマとも言う。後者は、潜行性トラウマとも別名される。この VT は、1990 年にすでに概念化されていたことは、紹介済である。その後 1996 年に、パールマンによって、裁判官もそれに該当する「職業 21 リスト」のうちの 20 番目にリスト・アップされていた。VT については、警察官、救命救急医、シェルター・ワーカー、セラピスト、等についての調査はなされていたが、裁判官についての調査は、ほとんどなされてこなかった。

この調査研究は、米国裁判官協会が主催した。シアトルで開催された会議に、サンディエゴ州等から出席した 105 名の裁判官が被験者になった。裁判官の、トラウマ経験と症状、トラウマ対策、についての調査結果を検討する。これを学ぶことにより、陪審員ストレスと裁判官ストレスが示す症状が、ほぼ一致することから、今までの陪審員ストレスの主訴に信頼が置けることを再確認することができる。第 2 に、この調査の中に、ストレス反応について、男性裁判官と女性裁判官の「性差」に触れられていることである。

i ト라우マ症状

105 名の裁判官のうち 63 %の裁判官が、短期、長期の VT 症状のあったことを報告した。女性裁判官は、男性裁判官よりも VT 症状の報告は多かった (73 % vs 54 %)。その症状は、39 の項目に及んだ。睡眠障害、抑鬱、孤独感、食欲不振、怒り、フラッシュバック等である。他に、(ストレス要因に対する) 忌避、感覚麻痺、覚醒、等の PTSD 症状も報告された。女性裁判官は、男性裁判官に比べて、外面化された症状については、その発症についての報告数にほとんど性差はなかったが、内面化された症状については、男性裁判官よりも多かった。外面化された症状は、怒りに代表され、内面化された症状は、抑鬱に代表される⁽¹³⁾。

ii ト라우マ原因

裁判官のトラウマ発症の原因となる事件には、殺人、レイプ、子供に対する性的虐待、などの刑事事件だけでなく、離婚、親権争い、家庭内暴力などの家事事件がある。われわれの社会で、人に対して犯される残酷で非人間的な行為についてのストーリーに晒される事態に遭遇した経験によって、裁判官のトラウマは潜行する。

裁判官が、VT に傷つきやすいことの認識が遅れた理由については、次のように考えられる。一方で、裁判官の仕事は、子供の保護をしたりする仕事や、シェルタースタッフの仕事の内容と比べてみて、「第一線」の働き

手とはいえない。他方、裁判官は、生々しい医学証拠、911 緊急コール、傷害部分の写真やビデオテープ、被害者の衝撃的な陳述、審理段階での被害者の証言、判決、遺族の陳述、に晒されなければならないが、裁判官は、司法において、特権的な地位を占めているとみられるので、その地位ゆえに、しばしば「孤独」にさいなまれることもある。

裁判官の VT について語るとき、裁判官特有の社会的背景に触れる必要がある。裁判官は、明らかな悲劇に面していても、中立を維持することが求められる。そして情動に動かされることなしに、平等な義務の履行を求められる。そして、彼ら自身が、法廷のカウンセラーであり続けることが期待されている。そのようなことも理由となって、裁判官は、他の「第一線」の職業人が受けている報告集会の機会から排除されてきた。多くの今日の斬新なアプローチは、司法助言プログラム、裁判官チームプログラムを含めて、このギャップの改善に対する取り組みが始まった⁽¹⁴⁾。

iii ト라우マ対策

105 人の裁判官の内、73 %の者は、VT 対策として、少なくともそれぞれ固有の一つの防止策を持っている。それらの対策は、仕事と家庭生活の間のバランスの実践を含み、健康に対する哲学を発展させ、ユーモアのセンスを維持する営みが伺える。これらの支持された対策に関しては、裁判官の性差によるきわだった相違は見られない。裁判官においては男女を問わず、それぞれが何か一つの対策を見つけてだしている⁽¹⁵⁾。

iv 裁判官とトラウマ

このような調査研究は、今回が最初であるが、その結果は、裁判官も、彼らの仕事に関しては、トラウマ症状を経験していることを明確に示している。集中力の欠如、怒り、不安、疲労、食欲不振、フラッシュバック、神への信仰の喪失、人間への信頼の喪失、共感の欠如、他者からの孤独感、などの症状が引き起こされている。「生々しい」証拠に裁判官が身を晒すことは、多くの個人的な代償を支払うことになることは、明らかである。この

調査研究によってさらに発見されたことは、裁判官の VT 経験を予測するに際しては、年齢、性別、人生経験が重要な要因を占めるということである。裁判官は、恐ろしい事件を見て、重い判決を下し、そしてそれらのことについては、「口外」してはならない。ある裁判官がつぶやいた。「私は、裁判官になるまで、このポジションの孤独感への心の準備がなかった。しかし最後にそれが私を捕まえる。そしてある日、友人や家族がいるにもかかわらず、孤独を認識するようになる。」

VT 経験についての性差による相違の意義については、さらに調査研究を必要とする。女性裁判官は、男性裁判官と比べて、一般的に、より苦痛を、より高い割合の不安を、経験する。しかし報告される性差に比べて、実際の性差はどのくらいの範囲に及ぶのかについて言及される必要がある。このトピックを扱った研究会で、創始者の一人は、個々の裁判官は、彼らの配偶者が気づいていることに比べて、彼らのストレスの影響や人間としての機能への作用を非常に過小評価していることを認識した。参加した裁判官は、ストレスについて自己申告をしたが、それは彼らの配偶者によって報告された内容のストレスよりかなりレベルの低いものであった。この調査研究に回答した裁判官の中には、これほど深くストレスが影響していることに今まで気づいていなかったと言った⁽¹⁶⁾。

V 結論

この調査研究は、裁判官の VT 経験について、そして社会内での彼らの複雑な役割に対する能力の限界について、裁判官自身が気づくことの必要性を強調した。本論文の最初のデータは、彼らの仕事の本質によって深く影響を受けているかなり多くの裁判官の注目を集めるであろう。司法界における VT についての広範囲な議論とストレス防止策についての考慮の緊急の必要性が存在する。この重大な問題に言及することは、司法が、国民からの社会的信頼と信用に引き続き応えていくためには、必要不可欠なことである⁽¹⁷⁾。

2 ダヴィッド (2008) 論文⁽¹⁸⁾

アメリカの司法システムは、裁判官と陪審員によって役割分担されている。これらの決定者は、理性的に公平に彼らの仕事を遂行することができることが前提になっている。しかし、常にそうだとはいえるほど容易な仕事ではない。裁判の中には、「生々しい」証拠を含んでいるものもある。裁判官と陪審員は、暴力事件、殺人、レイプなどの事件で、写真を見たり、証言を聞いたりしなければならない。又、両者は、裁判中に、時々危険にその身を晒さなければならない時もある。例えば、ボストンでの最近の裁判で、被告人が陪審員を殴打した。結果裁判官は「審理無効」を宣言した。また被告人が裁判中に、陪審員を殺害する、と脅迫した (2007)。裁判官も同様に安全に対する不安を持つ。ニューヨークで、裁判官が、法廷で被告人の発射した弾丸をかりうじて避けた (2007)。裁判官が、仕事の中に、脅され (2006)、怪我を負わされ (2006)、殺害されたことがある (2005)。裁判所の外で暴力を受けた裁判官もいる。又、裁判官の夫と母親が、判決に対する復讐の行為として殺害された (2005)⁽¹⁹⁾。

ストレスと安全への懸念は、裁判官と陪審員の業務遂行に影響力を持つ。例えば、暴力犯罪に関連した裁判に選任された陪審員は、陪審訓示に従うことを困難にするほどの強い情動を経験する。裁判官も、判決や決定に影響する情動を体験することがあることが報告されている。復讐への恐怖は、裁判官と陪審員の両者の決定に影響を与えることがある。このようなストレスは、司法システムに否定的な影響を与えるので、研究者は、「法廷ストレス」の調査研究に着手した。最近の研究は以前の研究よりも範囲を拡張して企画されている。裁判官に対して五つの関連領域に関する質問をしている。

- a 陪審員ストレスを重要視しているか?
- b 自分自身のストレス経験はあるか?
- c 身に危険を感じたことはあるか?
- d 身の安全に対する認識と実際の体験との関連は?

e 身の安全に対する認識に裁判官の性差は影響しているか？

これらの重要な質問に対する答えによって、最近の経験的研究は、彼らの業務遂行を侵食する過度のストレスから裁判官と陪審員を保護する方策を提示するようにしている⁽²⁰⁾。

本調査研究には、アメリカの163人の裁判官が被験者として参加した。その性別内訳は、男性裁判官95名、女性裁判官65名で、残り3名は性別に答えることなく調査に参加した。彼らは、自分自身の身の危険についてよりも家族の危険により多くの懸念を示した。彼らが経験した最も多くの脅迫は、手紙や電話によるものであった⁽²¹⁾。

多くの局面で、女性裁判官は、男性裁判官よりも、大きなストレスを経験したこと、そして安全問題についてより懸念を示す経験をしたことを報告している。加えて、女性裁判官は、男性裁判官よりも、彼らの責任が危うくさせられることがあったことを報告している。この傾向の記述は、先行論文と一致する。それらは女性裁判官が、男性裁判官よりも、代償性トラウマの兆候をより多く体現していることに気づいていた。女性裁判官は、個人的な安全に対する懸念のレベルが高い⁽²²⁾。

治療が、陪審員ストレスに対して用いられてきた一方、裁判官は、同じ方策に値しながら、無視されてきた。例えば、困難な裁判の後のカウンセリングは、裁判官にとっても必要である。本調査研究は、女性裁判官がストレスと安全不安に男性裁判官よりも影響を受けやすいことを示すとともに、それらに関する報告についてよりオープンであることをも示している。もし女性裁判官が、安全不安とストレスに対して、より影響を受けやすいのであるならば、治療の努力は、女性裁判官の必要性に適合するような特別の方策を組み入れることによって、女性裁判官のためになるのである。女性裁判官の報告が男性裁判官の報告をはるかに上回るという相違が、自主申告のなせる結果だとするならば、男性裁判官は、もっと勇気を出して、不名誉を恐れ

ることなく、ストレス経験をオープンにして助けを求めるべきである、なぜならばもう一方の女性裁判官がすでにそうしているからである。このことは、男性裁判官に対して、全般的な態度の変換の重要性を強調することになる。司法システムは、その態度の変換により、裁判過程での必要で重要な局面としてのストレス治療を支援するようになる⁽²³⁾。

これらの結果は、健康で安全な環境を維持することが、裁判官にとって重要であるのみならず、アメリカ裁判システムの適切な機能にとって重要であるかを強調する。この調査研究は、個々人の相違、特にジェンダーと経験の相違の視座からのものとして、ストレスと安全の相関の研究に新たな一石を投じた。この重要な分野の研究が積み重ねられていくことを切望する⁽²⁴⁾。

3 ダコタ (2011) 論文⁽²⁵⁾

この調査研究は、ダコタ地方裁判所を舞台にしておこなわれた。ダコタ地裁では民事と刑事の両方で陪審員裁判が実施されている。調査は、重罪事件に関連して、陪審員と法廷スタッフを対象にした。すべての調査項目で、同一事件を担当した、法廷スタッフのストレスが、陪審員のそれより上回っている結果が判明した。この調査では、普段から「生々しい」証拠を見慣れていて、裁判手続きに習熟しているはずの法廷スタッフが、なぜ、それらを初めて経験する陪審員よりもストレスを受ける率が高くかつそのレベルが高いのかについて着目する。

- i 対象審理事件は、「子どもに対する連続性的虐待事件」「集団による強かん事件」「学校から 100 ヤード以内で起きた覚せい剤を原因とする事件」「殺人事件」等である。

対象陪審員は、2008 年から 2010 年にかけてダコタ地裁で重罪事件の審理を担当した者であり、合計事件数は 39 陪審事件である。調査に参加した陪審員の数は、280 人である。一方それら事件を担当した書記官をはじめ法廷スタッフの数は、78 名であった。

すべて自由意志に基づくもので、匿名主義を徹底している。

なお本調査主体は、ダコタ州最高裁判所であるが、同州立大学が協力した⁽²⁶⁾。

ii 法廷スタッフに対する調査結果について

本調査研究は、法廷でのジェンダーに関しての、性差を予期していた。法廷スタッフの職種は、長年の間女性によって維持されてきた。現に今回の調査でも、回答した法廷スタッフの92%が女性であった。法廷スタッフは、その経験や裁判過程を理解している結果、重罪事件での証拠や証言の露見の影響を受けにくい冷徹な職種の人たちである、と信じられているかも知れない。これら事件において、そのような露見をより準備できる立場にあると思われているかもしれない。しかし本調査結果は、その予想とは違った結果を示した。「身の毛のよだつ恐ろしい証拠による心理的影響」という調査項目に対しては、「少し影響があった」から「はなはだしく影響を受けた」という回答まで含めると、回答者の59%がその範囲に含まれる⁽²⁷⁾。

同一事件審理における、すべての調査項目において、法廷スタッフの方が、陪審員よりも、多くの影響を受けている。これらの回答結果の背後にある理由については、正確なところは、明確ではない。さらに詳細な調査が、引き続きなされる必要があるように思われる。ノースダコタの裁判所では、この種事件を多数扱っていることが、複合されたハイレベルのストレスを、法廷スタッフにもたらしているようにも思える。重罪事件の割り当て量の多さが、法廷スタッフに「燃え尽き症候群」をもたらせているのであろうか。ある法廷スタッフは、次のように述懐する。

裁判の終わりに、私の心と体は、激しい消耗感に襲われる。
ボスが、休日を取るように私に勧めてくれることを夢にみる。
しかしすぐに又次の事件の準備を始めている。これが終われば
きっと、ボスは、すばらしいバケーションを私に与えてくれる

だろうと、又夢を見る⁽²⁸⁾。

法廷スタッフによって共感されるのは、裁判事件の被害者と被告人への思いだけではない。被害者と被告人の家族、親族の思い、それに裁判官と陪審員、検察官、弁護士、の思いのすべてが、法廷スタッフの共感に組込まれる。さらに共同体のメンバーの思いすら、法廷スタッフの心をよぎる。法廷スタッフの書記官の一人が、話し出した。

法廷で宣告がなされたとき、被告人が、暴れだした。すぐに何人かの警備員が、被告人を保護した。私は、廷吏に、すぐに陪審員全員を退廷させるように言った。私は、陪審室に彼らの後を追った。彼らは、バスケットの中のたくさんの子猫のように体を寄せ合っていた。すぐに陪審員のために、カウンセリングの準備をした⁽²⁹⁾。

法廷スタッフが、次から次へと関与する、残酷かつ異常極まらない事件のおびただしいほどの量の「生々しい」証拠や証言の彼らに与える心理的影響には、はかり知れないものがある。一方陪審員は、一件限りの証拠と証言が基礎になっている。そしてその一件限りについて、両者を比較しても、陪審員が実際に見聞きする機会は、法廷スタッフより少ない。陪審員の役割は、証拠を調べ事実を確定する事にある。法廷は、証拠が提出された場面において、当事者を「法」に従わせる役割を担っている。証拠として採用されたい一当事者とそれを阻もうとする他方当事者に、法廷が分断されることは、珍しいことではない。事件に関連して提出されたものにまつわる法的問題、さらに証拠としてののはたらきについての適法性における法的問題のゆえに、陪審員は、それを見聞きしなくてもよく、又それらを手にとって議論しなくてもよい場合がある。しかし、法廷スタッフは、当然のごとく法廷

に座り続け、生々しい証拠写真等を手にとって、その法的問題の議論が終了するのを待たなければならない。このことにより、法廷スタッフは、陪審員に比べてはるかにその事件の持つ残酷さを知らなければならないと言える。本調査結果において、法廷スタッフが、陪審員よりも、残酷な事件の証拠等から受けるストレスのパーセンテージが高い理由はこのことによるのであろう。ノースダコタ裁判所法 64 条によれば、書記官は、提出され受理された証拠品を保管しなければならない義務を負う⁽³⁰⁾。

4 カリフォルニア (2012) 論文⁽³¹⁾

カリフォルニア州には、58 の上級裁判所があり、多いときで約 2 万人の法廷スタッフが働いている。書記官をはじめ法廷スタッフは、さまざまな仕事をするが、共通する仕事の内容は、法廷に出席することと、細かな事柄を記録しなければならないことである。証拠書類や同物件を保管し、法律に従って資料を綴じ、その他事務処理をする。彼らは常に法廷立会いをしているので、その仕事では、「生々しい」証拠品と露骨な証言にその身を晒す。刑事事件だけでなく、民事事件と家族法事件にも、被害者についての「生々しく」詳細な写真やビデオテープ、そして目撃者の露骨な証言が存在する。この種の情報は、法廷審理中に、法廷スタッフを代償性トラウマ (VT) の危険にさらす。本調査書は、法廷の VT についての報告である。トラウマに晒された法廷スタッフは、身体に症状を表わす。なぜ法廷はそれについて困惑しなければならないのか。突然の欠勤と高離職率が、大きな困惑事項となっている。結局国家としては、法廷スタッフの安全と健康に関心を持たざるを得ない。VT は、高レベルの生々しく困惑に満ちた証拠と資料の存在する場所に身を置くことによる職業的危険要素の反応とみなすことができる。法廷スタッフにおける職業ストレスをその労働環境という文脈の中で理解し、さらに職業に対するトラウマへの対処の仕

方について、カリフォルニア上級裁判所としての見解を述べる。

i VT は、生々しい性質を持つ証拠と裁判の長期化という厳しさゆえに、裁判手続きに立ち会う法廷スタッフに影響を与える精神的傷害である。法廷スタッフにとって、VT とは、「二次喫煙の煙」のようなものである。法廷スタッフは、いかなる裁判事件においても「当事者」ではないとされている。しかし法廷に立ち会っていることが、彼らを危険な影響に身を晒させている。VT は、PTSD の相似形である。ある個人に生じた第一次トラウマが、もう一人の身体を通過する。二次的に生じた VT は、PTSD と同様のストレス反応をその身体に生じさせる。フラッシュバック、悪夢、慢性的不眠、情緒障害、等同種類の症状を発症させる。救急医、ソーシャルワーカー、セラピスト、そして法廷スタッフは、VT の危険性の中に身をおいている。本調査結果は、法廷スタッフの長時間の法廷立会という仕事によって、計り知れないストレスが、彼らの身体に衝撃を与えていることを示している。法廷スタッフが、沈黙のうちに VT による被害を受けているにもかかわらず、裁判所が何の手当てもしないならば、放置された VT は、PTSD よりもさらに危険である。アメリカ労働健康安全協会 (NIOHS) は次のように述べる。

職業ストレスは、身体と感情に対して危険な反応であると定義づけられる。それは、要求の度合いが、労働者の能力、資質、に適合しない時に起こる。職業ストレスは、不健康のみならず障害をも引き起こす⁽³²⁾。

ii カリフォルニアにおける裁判所書記官と事務職員の職業案内書には、写真と証拠として提出される生々しい資料を取り扱う可能性のあることを情報提供していない。

裁判所書記官と事務職員の職種は、どこか威信のあるものとみなされている。

有名な事件を扱う仕事につきたいと思う人もいる。法廷を扱うメディアの美化にもよるのであろうか。カリフォルニアの裁判所は、これらの職種に興味を示す人に、正確な情報を提供しなければならない。さらに採用のための面接時には、死刑を伴う事件に関与できるかどうか、という質問と同様に、生々しい証拠資料を扱う覚悟と能力があるかどうかについて質問しなければならない。現在のところそれはなされていない⁽³³⁾。

iii ただカリフォルニア裁判所は、生々しい資料を伴う事件に立ち会うことにより、もたらされる影響に対する最小限度の政策と手順を持っている。各裁判所は、新入のスタッフが仕事を始めるときに、生々しい証拠資料についての情報を与え、最小限度のトレーニングを行っている。

しかし、カリフォルニアの裁判所としては、州と各地域の法廷の管理執行において VT に対して組織的に自覚された活動を創設する必要がある。本調査結果は、刑事、民事、家事、少年事件で7年以上勤務した法廷スタッフは、それ以下の者と比較して、VTの症状が著しく多いことを示している。州と国レベルでの VT に対する自覚が、それに対する理解の第一ステップである⁽³⁴⁾。

五 陪審員ストレスの性差

以上の論文内容の移り変わりは、陪審員ストレスから裁判官ストレスへ、裁判官ストレスから法廷スタッフストレスへと、ドミノ式にも似た現象を生ぜしめた。その移り変わりの中で、個々の論文の意図した内容は定かでないが、その流れを振り返って見れば一つの共通の論点が浮かびあがる。陪審員ストレス研究について、1991年時の初期論文にさかのぼれば、陪審員ストレスの「物語り」のほとんどは、女性陪審員によって語られているとともに統計的にみれば、ストレスを訴える陪審員に女性の多いことが示されている。さらに裁判官ストレスについても、又法廷スタッフストレスについても、両者とも女性がストレスを訴えることが男性をはるかに上回っていることを明

らかにしている。この性差について、本稿が取り上げた論文は「男性も女性と同様に、ストレスは受けている。しかし女性は、オープンにその体験を語るが、男性は閉鎖的でオープンに語らない。もっと男性は、面接でもオープンに語るべきである」という視点で、統計上の見解を述べている。性差を社会文化的にとらえるべきなのかそれとも生物学的にとらえるべきなのか、相互作用的にとらえるべきなのか、についての考察は本稿の能力をはるかに超えるものであり、これ以上の言及を避けることにする。ただ陪審システムをとる国の悩みは、「陪審員になりたくない原因の第一位が、陪審員ストレスにあるため、市民は、あらゆる戦略を立て、陪審義務から逃れようとしている」ことが懸念されている点にある。「陪審制の存立基盤である、共同体を代表し共同体の倫理規範を形成する」という原理が、女性の陪審員になる希望が少なくなることによって女性の倫理規範の代表性が希薄になることは、陪審制の上記原理を脅かすことになるということが懸念されている。陪審員ストレスを性差の視点から論じたものは少ない。一方「代償性トラウマとジェンダー」については多くの論文が見受けられる。それが「代償性トラウマと陪審員ストレスにおける性差」の前触れなのかどうかは本稿にはわからない。

以下に陪審員ストレスと性差について論じた数少ない論文のひとつを学ぶ。

ミカエル (2008) 論文⁽³⁵⁾

死刑陪審プロジェクトによって集められた先行調査の結果は、死刑陪審に従事した陪審員は、強いストレスと、きわめて深刻な代償性トラウマを経験していることを示している。近時、広範囲で徹底的な面接をとおして明るみに出た男女の回答における性差に着目した分析が行われている。精神的傷害についてあらかじめ構成された質問とそれに対する陪審員の自由で物語風の回答結果は、男性の方よりも女性の方が、恐怖、孤独感、摂食障害、をより多く報告したことを述べている。男女陪審員とも、犯罪状況の証拠と証言に対して感情的な狼狽に陥った事を申告して

いるが、睡眠障害、調剤薬品の服用、禁制のドラッグ使用等の経験については、女性陪審員によって、頻繁に語られる。陪審員に従事することは、誰にとってもストレスに満ちた経験であり、誘拐、性的暴力、児童性的虐待に関連する事件はトラウマティックな事件である。法廷で提出された証拠と証言は、精神的に陪審員を侵害する。この精神的侵害の危険性は、被告人に対し、生か死かを決定しなければならない、いわゆる死刑陪審において顕著である。死刑陪審の扱う事件は、本来的に殺害の局面での血に染まった生々しい証拠と証人の証言および捜査官の現場について詳細に物語る証言を伴う。

陪審員は、また、「隔離」されることについての困惑を述べる。死刑陪審の場合、陪審員が、長期間「隔離」されることが多い。ニュースとメディアへの接近が厳しく制限される。「隔離」された陪審員は、家族のこと仕事のことを思い煩う。

女性陪審員のほうが、男性陪審員よりも、はるかに全般的な精神的被害について述べることが多いが、特に死刑陪審の場合、その侵害の症状は長期間にわたると、夢の中で被告人に追いかけられることが多いことが報告されている⁽³⁶⁾。

i 現在の死刑陪審プロジェクトは、353 件の死刑陪審事件から 1198 人の陪審員の物語り風の説明のデータを持っている。犯罪現場と被害者の写真そして証人と専門家の証言によって狼狽したと述べる陪審員は多い。73.2 % 対 26.8 % の割合で、そう語る女性陪審員のほうが男性陪審員のほうが多い。裁判中に孤立感を感じると述べる割合は、88.8 % 対 11.2 % の割合で女性陪審員の方が多い。「隔離」に対してフラストレーションを感じると述べる陪審員には女性の方が多い (88.9 % 対 11.1 %)。裁判終了後に長期間ストレス症状が続く事については、76.3 % 対 23.7 % の割合で、そう語る女性陪審員が多い。報復に対する恐怖を語る点においては、76.9 % 対 23.1 % の割合で、女性陪審員の方が多い。評決内容について宣告後「後悔」に悩むと言う

陪審員は、女性 81.8 に対して男性 18.2 で女性のほうが多い。それらのストレスに対して、裁判後のカウンセリングを要望する陪審員は、女性が全体の 67.9 % を占める。男性陪審員も、かなりの程度まで、これらのストレスを経験しているはずである。しかし、面接の間は、そう感じたまま表現することを控えているようでもある⁽³⁷⁾。

ii もし死刑制度がこれからも存続するのであるならば、陪審員の全般的な健康に関する問題は、政策立案者によって取り上げられるべきである。心理学者や精神科医を含むメンタルヘルスケアの専門家は、一般市民が、死刑陪審に関与するだけの適性と耐性を有しているのかどうかについて相談されるべきである。一方法律の専門家は、裁判所をはじめ検察官、弁護人の、裁判中裁判後の死刑陪審員の精神的健康の確保に対する責任の所在を明確にし、死刑陪審をつとめたすべての陪審員に対して、報告集会とカウンセリングの機会を十二分に保証するなどの方策を確立すべきである⁽³⁸⁾。

六 コモンウェルス諸国での陪審員ストレス対応事情

以上見てきたように陪審員ストレス調査研究は、合衆国に集中している。陪審裁判終了後に、原則として「評議の秘密」に関する「守秘義務」が解除されるためである。このことは、法学者のみならず社会学者、心理学者、精神科医等あらゆる分野の調査研究を可能にする。これは、陪審員ストレス問題に限らず陪審手続きのすべての局面のアカデミックリサーチを可能にする。そもそも陪審員ストレスの軽減治療のための報告集会、カウンセリングを實際上実現可能な状態にする。このような合衆国の現状について他のアングロサクソン諸国は、どのような反応を示しているのであろうか。ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、そしてイギリスの反応を見てみることにしよう。総じていえば、合衆国以外は、程度の差こそあれ、「評議の秘密」の開示に原則制限を設けている。

ニュージーランドは、評議の秘密の制限に制定法を持たず、コモンローのままである。コモンローによれば、評議の秘密暴露は、「忌むべき事」とされ禁じられている。行為規範であるために罰則は伴わない。裁判の開始時に、陪審員は、裁判官から裁判中に法廷の周囲や自分の家の人々と議論をしてはならないとの警告を受ける。宣告が言い渡された後については、特別な警告はなされない。罰則が伴わない場合、行為規範は、時に「良識ある人」に対しては強度な規範力を示す。アカデミアが「良識」を疑われてまで、陪審員から評議の秘密を聞き出すことはほぼない。そのせいか、陪審員ストレスに対するアカデミックリサーチや陪審裁判終了後の報告集会、カウンセリングは、低調である。本稿では、司法委員会（1999）報告書を掲載するが、委員会は、評議の秘密に関する制定法が定められ、その中で一部解除の例外規定の定立を明確化することが望ましい旨意見提出している。具体的には、陪審員ストレスにおける報告集会、カウンセリング、および家族、友人など近しき人との対話、さらにアカデミックリサーチに対する、「評議の秘密」一部解除の例外規定の設立へ向けての提言である。

オーストラリアは、州によって相違するため一概には論じられない。オーストラリアにおいては、報道メディアは、判決終了後に陪審員に接触することは、法廷侮辱罪に違反することになり、禁じられている。しかし個々の陪審員は、彼ら自身進んでであれば、評議についての情報を開示してもよいとする州もある。ただし報酬を伴うものであってはならないとされている。

陪審員からの、陪審室内での評議や行動についての情報が、陪審制度についての政策論争に光を当てるものであるにもかかわらず、オーストラリアでは、陪審秘密が、法学者、社会学者、心理学者による陪審員への面接をさまたげてきた。しかしながら、オーストラリアは、ニュージーランドと同様、近時にそれらの制限が緩和され、陪審政策問題の研究目的のためには、研究者が陪審員に接触できるようになった。又国全体から見て、「評議の秘密」を、是か非かという、二者択一的な発想にとらわれず、同秘密開示を段階的に分析思考しているところが、他国では見られない特徴的なところである。一方では「評議の秘密」の開示議論を「判決理由の作成」にまで求める論者から、「評議の秘密」の開示は、判決生成過程に対する国民の信頼失墜になり、結局陪審制の根本を危うくすると、開示に反対する裁判官もいる。他方それに対して、元裁判官が「陪審制度が、裁判の公正性からの吟味に耐えられないのであれば、もっと費用のかからない公正な裁判の実現に近い裁判制度を採用すればよい」という反論もあり、激論が戦い合わされている。原則的に「評議の秘密」開示の禁止を維持しながらも、現時点の具体的妥当性を求めて、その一部解除の例外規定を模索する点においてイギリスから離別し、一方、評議の秘密の公開を許す例外規定に「非営利性」「匿名性」「自発性」を絶対条件化することで、合衆国との一線を画している。

カナダ刑法 649 条は、イギリス法廷侮辱法 8 条と同趣旨である。陪審過程で犯された犯罪捜査のための供述を除いては「評議の秘密」の開示は禁止されている。本稿で掲載したユーコン (2008) 報告書は、学者も最高裁判所も、この規定に固守する

議会の態度を不可解なものとしている、と報告している。最高裁判所の見解としてにわかに理解が困難であるが、PAN 事件の最高裁判決にはそれをうかがわせる内容が含まれている。この事件は、事案としてそれほど複雑ではない、カナダ刑法 649 条「評議の秘密」暴露事件のひとつである。裁判所は、被告人有罪とする原審を支持した。判決理由そのものは、ごく普通のものであるが、「傍論」とも言うべき詳細な記述がある。そこには、「評議の秘密」に関するイギリスコモンローの起源から始まり、その制度の根本原理と派生原理について詳細な論文とも思える叙述に満ちている。その中で「アカデミックリサーチ」に関して最高裁が見解を示している。「評議の秘密」規定が存在するゆえ、陪審審理過程の経験的リサーチが実質上できない現状の中でカナダ最高裁が述べる。「最近、陪審裁判で不可解な判決が出ている。その原因は、陪審員にあるのではなく、担当裁判官の説示の不適切さにあると思える。公正な裁判が担保されるためには、裁判官の説示の適正についてアカデミックリサーチがなされるべきである。そうできるように法条項の修正が、必要である」⁽³⁹⁾。重要なことは、最高裁が、現行の「評議の秘密」規定に対して修正の必要性に言及していることであるが、陪審審理における裁判官と陪審員との関係のとらえかたの根本的な認識方法についての考え方である。この点に関するイギリスの根本的な考え方については、次節で述べることにして、カナダ最高裁のこの考え方は、合衆国州裁判所全国センター (1998) 調査研究で述べられていた、報告集会における裁判官の陪審員に対する言葉を彷彿とさせる。「陪審員は、99 % よくやった。もし何か過ちがあったとしたら、それはあなた方の責任ではなく、検察官、弁護士、そしてとりわけ裁判所の責任で

ある。」法曹三者の「高邁」な議論を「素人の陪審員は理解する能力に欠ける」と豪語するか、それとも「陪審員が理解できなかったとすればそれは、法律家の至らなさ」であるとするか、その姿勢の違いが、陪審員ストレスとそれに対する経験的リサーチに対する考え方を左右し、しいてはその国の「評議の秘密」規定のあり方をも左右することになる。法律家が国民の司法参加に対して直下型の視座に立つか、それとも水平型視座に立つかの相違といえよう。カナダはその現行規定においてイギリスの規定と同種であるが、あるいは、イギリスとは袂を分かち可能性のあることを示唆している可能性もある。

イギリスに関しては、以下に、ロバートソン (2009) 論文を挙げる。ロバートソンは、当論文の中で、結局、イギリスでは、陪審員ストレスについての有効な調査研究ができないことを嘆いている。論文中にもあるように、イギリスでは、1981 年法廷侮辱法 8 条 1 項によって、「評議の秘密」の開示が、同 2 項の場合を除いて禁止されているからである。2 項は、陪審審理過程に発生した犯罪に対する供述については、その禁止が解除されているが、それ以外については、いわば絶対的包括的禁止規定となっている。陪審員自身が開示することを禁じるとともに、第三者からの陪審員に対する働きかけも禁止されている。したがって「評議の秘密」に抵触する部分については、質問すらできない。陪審員ストレスの要因が、生々しい証拠と、陪審評議過程、がその双壁といえる現状から、両者を切り離しては、満足な調査研究は望めない。

「アカデミックリサーチ」は、評議室の中の評議過程の調査研究を中心としている。イギリスは、それに対し、そのこと自

身が、もはや「陪審国」ではないとする。「後で問われないことこそ陪審の本質」であるとする。いにしへの「神のお告げの取次ぎ」の原理が、宗教からの司法分離後は、「宣告の終局性」へと論理の姿を変えた。イギリス判例は、陪審員による「評議の秘密」開示を「暴露」と批判し「陪審システムは、良い制度である。悪は常に『評議内容』の暴露を画策する陪審員側にある」と断言する。「ネット社会の到来により、もはや『評議の秘密』の規制は画餅となった」という時代の変遷の言及に対しては、「垣根越しの暴露もネット越しの暴露もその本質に変わりはない」と断言する。神との接点の中で生まれたシステムが、千年弱の時の流れの中で人間社会との軋轢が生じたことに対して、それはもともと原罪を背負い、絶え間なく限りなく墮落していく人間にすべての責任があるとの根本思想にもとづくものである⁽⁴⁰⁾。

アメリカ陪審員研究に対する、アングロサクソン諸国の反応について以下の論文等に学ぶことにしよう。

1 ニュージーランド司法委員会 (1999) 報告書⁽⁴¹⁾

- i 陪審員の中には、彼らの経験をストレスに満ちたものと考えている。それは次のような事情による。
 - イ 陪審員は、他人の人生について重大な決定をしなければならない。それに対して負う彼らの責任は重大であることに気づく。
 - ロ 陪審員は、被告人、その家族、知人からの報復を恐れる。
 - ハ 陪審員の、性的虐待・性的暴行についての個人的経験の記憶が、陪審員自身の人生に狼狽を呼び起こす。

二 感情の高ぶった激論である陪審評議に疲弊する。

ホ 証拠と証言は、その性質上本来的に不愉快で悲惨なものである⁽⁴²⁾。

ii 多くの陪審員は、これらのストレスを自分自身の方法で対応することができるが、ごく少数の人は、それができない。調査の 16 事件において、陪審員は、カウンセリングをプラス評価した。複雑で有名な事件ほどカウンセリングの必要性は高い。多くの場合調査のための面接に臨んだ陪審員は、明らかに狼狽しており、涙もろくそして彼らの体験を話し合う機会を熱望していた。換言すれば、彼らは「この面接」を報告集会やカウンセリングの代用に利用していた⁽⁴³⁾。

iii カウンセリングは、陪審員にとって有用である。「陪審員のための案内書」には次のように記載されている。

時折陪審員は、特に悲惨な事件の審理をしなければならぬときがある。もしあなたが、裁判終了後、何らかの助けを希望されるならば、その旨裁判所職員に申し付けてください。彼らは、実際に有益な信頼のおけるカウンセリングを準備します。

もし陪審員が、カウンセリングを望んだなら、個人的なカウンセリングを紹介される。そしてこのサービスの費用は、裁判所によって支払われる。このような形で、陪審員がどのくらいの回数カウンセリングを受けられるのかについてはわれわれは知らない。しかしわれわれは、もし望まれるならば、カウンセリングは有益であり、それに対しては最大限の努力がなされるべきであると考え⁽⁴⁴⁾。

2 オーストラリア・マックグラス (2004) レポート 1・2

I レポート 1⁽⁴⁵⁾

i 陪審員ストレスに関する調査研究は、そのほとんどが合衆国で行われてきた。オーストラリアでは、この種の調査研究が欠如している。2001年に行われたNSW州での調査結果では、陪審員が陪審審理によって何らかのストレスを感じていることは確かなようであるが、詳しいことはわからない。

調査結果の一部

9%の陪審員は、評決結果が、被害者、被告人、それらの家族・親族に与える影響について心配している。

9%の陪審員は、陪審室での評議の非難応酬について狼狽している。

15%の陪審員は、法的手続きについてストレスを感じている。

12%の陪審員は、判決、控訴について不可思議に思っている。

NSW州の陪審サポートプログラムに直接寄せられた情報によると、陪審任務終了による解散が宣言されると、陪審員はすぐに家路につくということである。同プログラムが調査したところ、陪審員の言い分は「陪審解散が宣告されると、陪審係の裁判所職員が、陪審員をせきたてて出口から急いで出そうとする」ということである。一方その点に関する裁判所職員の言い分は「陪審員は、できるだけ早く家に帰ることを望んでいる」ということである。それゆえ、陪審終了に伴う不安感が、裁判所を離れた後、じわじわと現れるので、陪審員が感じるようになったストレスの種類とその程度の正確な評価やそのストレスの原因についての判断をすることが、困難性を帯びている⁽⁴⁶⁾。

ii 上記アンケート結果にあるように、陪審員のうちあるものは自ら下し

た宣告について、被害者、被告人、それぞれの家族・親族への影響について心配する。オーストラリアでは、地方都市陪審の人間関係の狭さは、大都会陪審の匿名性と対称を成す。オーストラリアにおける陪審調査研究の欠乏は、地方社会における極小共同体における人間関係の文脈における調査研究の欠乏に特に顕著である。数少ない調査によると、地方共同体を基盤とする陪審裁判において、ある陪審員が、被告人、被害者そしてそれぞれの家族を知っているという場合も珍しいことではない。そしてその場合陪審員は、それぞれの当事者への同情の相克に悩み、かつその下した宣告内容がどちらかの当事者に与える影響に悩むケースが報告されている。ある陪審員は、次のように述懐する。

陪審がどのような結論にたどりつこうとも、どちらかの当事者の感情を害することは避けられない。

小さい共同体においては、陪審員が、自ら知っている場合も、又何らかの事を通じ知人であることを他から知らされ結局知り合いであるという当事者の存在が、陪審員を苦しめる⁽⁴⁷⁾。

II レポート 2⁽⁴⁸⁾

2001 に行われた NSW 州司法改革委員会のアンケート結果によると、裁判終了後のカウンセリングの質問項目は次のとおりである。

質問 ・ 陪審に従事したことにより困惑を経験した陪審員にとってカウンセリングは、有益とみますか？
 ・ もしカウンセリングが有益だとしたら、あなたはこのサービスを利用しますか？

答 ・ 刑事 76.0 % および民事 69.4 % の陪審員は、カウンセ

リングは、陪審を務めた陪審員のために用意されるべきである、と答えた。

- ・陪審員の約3分の1は、その必要が生じたときには、カウンセリングを利用する、と答えた。

これらの結果は、陪審員によっては、陪審の務めによって、感情的身体的ストレスを経験し、少なくともその3分の1については、陪審任務終了時には、報告集会とカウンセリングが提供されることを有益なことであると判断していることが伺える。

オーストラリアおよびニュージーランドは、この陪審員ストレスに関する調査研究をもっとしなければならない。オーストラリアにおける健康保護のための法学研究は、陪審員の領域においてまったく初期の段階といわざるを得ない。陪審員ストレスに関する調査研究から得られる結果は、司法システムについてのおびただしい数の利害関係者に対して利益をもたらすものと期待されている。その成果は陪審員の健康に寄与する⁽⁴⁹⁾。

3 カナダ・ユーコン (2008) 報告書⁽⁵⁰⁾

i カナダでは、陪審員報告集会は、あまりなされてこなかった、と報告されている。しかし近時少しずつではあるが、開催されるようになってきた。2005年3月に、女性をレイプし、殺害したとして起訴された男の予備審問の時に提出された生々しい証拠を見た州簡易裁判所の裁判官が、毎晩悪夢にうなされるようになった。この裁判官は、同僚のユーコン州上級裁判所裁判官ベアルに、その経験を話した。ベアル裁判官がその男性被告人の陪審裁判を担当することになったとき、ベアル裁判官は、生々しい証拠の影響力を知っていたから、宣告言い渡し時に、心理学者によるカウンセリングをあらかじめ準備していた。法廷で宣告が読み上げられた後すぐに陪審員は陪審室に移動し

たが、ベアル裁判官は、そこで陪審員と面談した。裁判官は、陪審員に、心理学者同席の陪審報告集会をすでに準備していることを述べ、陪審員に、希望者はその報告集会に参加できる旨を説明した。そのときベアル裁判官は、陪審員に、「報告集会の間中は、評議の詳細を開示暴露することは、カナダ刑法 649 条によって許されない」と強調した。数日後、心理学者は、出席を希望した 6 人の陪審員に面談した。この試みの後、ユーコン州政府は、陪審員ストレスを軽減するための治療効果の正確な評価のために試験的プロジェクトを設立した⁽⁵¹⁾。

ii 報告集会を主催する心理学者は、カナダ刑法 649 条違反を避けるように、集会を主催した。なぜならばユーコン州において、陪審員は、陪審評議の際の詳細な内容を話しすることは刑法によって禁じられているからである。もし報告集会の時に、誰かが禁じられた評議内容を開示・暴露したときには、その陪審員は、刑法に違反したことになるからである。合衆国陪審調査研究が、すでに初期の段階で詳細に例証しているように、陪審員ストレスの最も主要な要因は、陪審評議の過程の中で発生していることが、明らかにされている。陪審員にとって最も強烈な陪審ストレス要因の一つは、陪審評議の中で生成されるのであり、陪審員のアンケートに基づけば、非常に多くの陪審員は、評議の際のストレスを一番目のストレス要因と認めている。評議経過を切り離しては、陪審員ストレスは語れない⁽⁵²⁾。

iii 陪審報告集会への理想的なアプローチは、カナダ刑法 649 条の修正もしくは撤廃を余儀なくさせる。評議の局面を含む陪審員としてのストレス経験についてカウンセリングという名に値する施術を受けるためには、すべてを自由に物語る必要がある。そのためには、評議の秘密一部解除とともに、陪審員が報告集会とカウンセリング室という閉ざされたドアの中で語ったすべてのことが秘密にされなければならない。新たな秘密性の設定確証が必要とされる。カナ

ダのアカデミアばかりでなく連邦最高裁判所自身も 649 条について、少なくとも現在の「高度に制限された評議の秘密の姿形」を固守しようとする議会の見識を疑っているのが現状である。649 条の行方の理想的なコースが、修正なのか撤廃なのかについては、困難な問題であり、本プロジェクトの能力と権限の範囲を超えている。しかし残念ながら、同条項の修正、撤廃について、すぐにでも議会が動き出す気配は感じることはない。いずれにせよその観点からの陪審員ストレス問題は、カナダにおける最優先事項であることに相違はない⁽⁵³⁾。

4 イギリス・ロバートソン (2009) 論文⁽⁵⁴⁾

i 近時の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) の研究は、被害者自身だけでなく彼らの救済に立ち向かう人々にとっても不都合な結果である代償性トラウマに注目している。イギリス市民は、陪審義務を負う。そこで陪審員は、恐ろしい証拠書類を目にし、痛ましい証言を耳にする。このような経験は、陪審員に代償性トラウマを発症させる原因になりうる。他国での先行論文は、陪審員のあるものは、法廷での証拠調べと陪審室での陪審評議が原因で、短期もしくは長期のトラウマの被害にあっていることを例証している。本論文は、イングランドとウェールズにおける陪審員ストレスに関する初めての論文である。イギリス政府の独断的な陪審統治を変更させ、陪審という国民の本質的義務から生じる負の結果に関する情報の大幅な開示と陪審員ストレスの軽減のための有効な方策の実施を求めるものである⁽⁵⁵⁾。

ii イギリスでは、1997 年 BBC テレビが、そのプログラムで、人目を引く陪審裁判に従事した人々が、陪審員ストレスが彼らの人生にどれだけの影響を与えたかについて語る場面を放映した。

J 女性陪審員

私は、法廷では、冷静で自信に満ちた幸福な

存在だった。しかし裁判後 10 日たった日に、突然私にフラッシュバック現象が起こった。

A 女性陪審員

私たち全員は、恐怖で傷ついていくのを感じた。残酷な証拠に身をさらして、私は裁判後、悪夢から抜け出せないでいる。

O 女性陪審員

私の経験と反応は、説明不能である。私は、一般の人たちが、この国民的義務をなぜ賞賛できるのかが理解できない。私たちは、誰にも話してはいけないとはっきり言われた。私はどうしても誰かと話をしたかった。しかししてはならなかった、私の夫にも。

法廷侮辱法に明確に記されている通り、陪審員は、評議の秘密事項については誰とも話すことはできない。その禁止は、陪審員をさらに抑圧し、彼らに孤立感を増幅させることになる。以上の逸話は、ストレスが問題になる裁判の審理の後、陪審員の経験と感情について話し合いに参加を求められた合衆国心理学者と精神科医によって組織的に集められた「物語」によって裏づけられる。陪審員のための報告集会やカウンセリングは、合衆国によって広範囲に使用されているが、イギリスでは、まったくとっていいほど開催されない。1999 年のローズマリー連続殺人事件の裁判終了後に、陪審員が、報告集会とカウンセリングを裁判所に要求したのであるが、それらは開かれることはなかった⁽⁵⁶⁾。

iii たしかに合衆国研究の結果を、イギリス事情にすべて一般化することは賢明ではない。合衆国陪審は、イギリス陪審およびコモンウェルス陪審の制度と多くの点において相違する。評議における全員一致ルール、死刑陪審、裁判後の評議の秘密解除システムによる学術リサーチ研究の実現、などである。

イギリスでは、1981年法廷侮辱法8条により、評議の秘密に対する終生の守秘義務が課せられているために、陪審員の経験に対する適切な調査研究をすることが事実上不可能になっている。イギリスで陪審制度に対する唯一重要な権威的調査が2004年に行われた。質問は、すべて法8条の抵触を避けるように工夫された。陪審員ストレスに対する質問は皆無であった。

一方このロバートソン（2009）調査研究は、法8条との抵触を避けての小規模なものであり、これらによって得られた陪審員ストレスの調査結果をイギリスに普遍的に当てはめることはできない。しかし得られた結果は、やはり先行の調査論文と大差はない。

陪審員としての役目は、精神的傷害の主要な原因になりうる。少数ではあるが感じやすい陪審員にとっては、長期間、PTSDを伴う症状に見舞われる。

女性陪審員は、男性陪審員よりも、傷つきやすく、特に過去にトラウマ体験を保有する場合顕著である。裁判過程の局面としては、評議と宣告内容決定の場面でストレスが発症しやすいことが伺われる。不愉快で恐ろしい証拠を扱うとき、やはりストレスの発現になる。特に女性の場合、陪審室で少数意見になったとき、あるいは反対意見からの容赦ない質問を浴びせかけられたときに、より重大なストレスが取り付くようである⁽⁵⁷⁾。

iv 結局、ほとんどの陪審員は、陪審室での議論と評議が最大のストレス要因であるとする。法 8 条は、陪審員室以外では、陪審員が彼らの陪審に対する考え方や感情を上司、同僚、家族等と話すことを禁じている。多くの陪審員たちは、その点をストレスの原因の一つに数える。陪審室の中の評議の独立と秘密性を侵害することなく、陪審員のストレスを軽減させる方法はあるのであろうか。残念なことにイギリスの社会学者である限り、この質問に対する回答を求めることすらできない。われわれが、陪審員に彼らの陪審室での経験について質問すること、ましてや陪審室での彼らの働きを観察することを法が禁止しているからである。陪審員の中でいきわたる過度の苦悩は、陪審による決定過程の効果を弱め、市民参加の論理的根拠を危うくする⁽⁵⁸⁾。

七 おわりに（裁判員法「評議の秘密」の視座から）

I 合衆国の陪審員ストレス研究の内容と結果をそのまま裁判員ストレスの考察に使用することはできない。裁判体の構成の単位、隔離の可能性の要素は、合衆国陪審員にストレスを大きく増幅させている可能性は大きい。陪審員という素人裁定者のみが、有罪無罪の判断をし、さらに「死刑陪審」事件の場合、死刑か終身刑かの判断をしなければならない⁽⁵⁹⁾。さらに、評決決定が、全員一致システム下にあるので、少数者側にたったもの、特に単独孤立した陪審員に対する圧力は強い。「隔離」についての判断基準の詳細は、本稿で取り上げた論文のみからは的確には読み取れない。一般的には、当該事件が、マスメディアを騒がせ、地域を震撼させる事件の場合に、陪審員を外部的情報から遮断する目的で使用される制度である。ただ本文献からは、陪審の全員一致が危ういときに、裁判官から「隔離」が命じられる事情が読み取れる。「隔離」の制度は、男女を問わず陪審員に、ストレスフルなものであるが、特に女性に与える衝撃は大きいことが伺える。素人裁定者のみの

単体裁判体であること、隔離制度の存在、評決全員一致主義、の3要素が、合衆国陪審員ストレスに大きく影響を与える基本構造であるといえる。

一方裁判員ストレスを考察するときには、上記3要素に対応して、混合裁判体、隔離制度の不存在、評議決定の多数決主義の3要素が対比的に挙げられる。両3要素を比較して、どちらがより陪審ストレスを増幅させているかという結論を獲得ようとするのは、適切ではない。陪審員、裁判員にかかわらず、法と証拠のみに従い、己の良心に照らし合わせて判断し、評議において真剣に意見を述べる国民にとっては、国民の司法参加は、苦しいものであるが、コインのトスの裏表に、あるいは法の専門家である裁判官の意見への安易な迎合に、評議の戦略を見出そうとする国民にとっては、司法参加は、それほど困難なことではない。

Ⅱ 生々しい証拠、恐ろしい証言については、両者（合衆国陪審員、裁判員）とも事情は変わらない。個人的な体験、過去のトラウマ経験のあるものに、よりそれらの証拠や、証言が重くのしかかる原因になることも同様である。合衆国陪審員ストレス論文に表現されていたように、それらのストレスに出会ったとき、陪審員は、報告集会やカウンセリングで「物語る」もの、牧師に話すもの、帰宅して家族に語るもの、等自らの受けたストレスの種類と軽重により、あるいはそのときの気持ちにより、「とにかく誰か、話し相手を求める」。家族や友人のみならず、夫婦間においてさえ、評議の秘密の網をかぶせる裁判員法の存在は、裁判員ストレスの早期軽減の機会を奪う。のみならず、終生にわたる「守秘義務」は、PTSDの発症に対しても害悪的である。評議の内容のみを除外したカウンセリングや報告集会は、実効性のあるものとは言えないことは、当然の理である。

陪審員の場合も裁判員の場合も、女性が男性よりも、ストレスを訴える場合が多い。「オープンに発言する確率が、女性に多い」のか、それともそもそも「ストレスを受ける確率が女性に高い」のかは、明確ではない。合衆国陪審員は、あれこれの戦略を使って陪審員になることを拒否すること

が多くなっており、共同体の代表としての陪審員の制度の基盤に影響することが懸念されている。その事情は、裁判員裁判制度についても言えることである。仮に女性のほうが、残酷な事件内容に「鋭敏」であったとしたら、それ相応の割合で、その「鋭敏さ」が、日本の共同体の倫理観に反映された評議決定がなされなければならない。そのためには、終了後も含め、裁判のあらゆる過程においてストレス軽減の方策が採られる必要がある。「鋭敏」な女性裁判員にとって、「裁判はストレスフルであったが、裁判所は、できる限りのストレス軽減に努力してくれた」というような思いがあるとするれば、裁判後のストレスも解消あるいは軽減され、司法参加に有意義な意識を生み出さないともかぎらない。国民の司法参加を平等なものとするためには、「鋭敏」な者を、排除するのではなく、むしろ「鋭敏」な者が参加意欲に燃える制度の確立を目指さなければならない。

Ⅲ 国として、国民の司法参加とストレスに対する最も有効な方策を探索するためには、評議の秘密が解除された「アカデミックリサーチ」が必須であることは、アングロサクソン諸国の司法調査委員会が認めるところである。陪審員ストレスの実態を正確に把握し、その調査結果に基づいて全審理過程の細部にストレス対策を工夫し、近しきものとの語りと、有効な報告集会、カウンセリングのために「評議の秘密」の一部解除が必要となる。このようにして、有効なストレス対策のためには、i) アカデミックリサーチ、ii) カウンセリング、iii) 近しきものとの語らい、の3局面における「評議の秘密」の解除問題が論点として浮かび上がる。「評議の秘密」の解除を、全面解除か全面禁止かで議論することは得策ではない。解除には、複数の場面あるいはレベルのあることを、分析的に論じることが、肝要である。そのモデルになる国としてはオーストラリアが挙げられる。

オーストラリアにおいては、報道メディアは、判決終了後に陪審員に近づくことは、法廷侮辱罪の規定により、

禁止されている。しかし個々の陪審員は、彼ら自身自ら進んでであれば、評議についての情報を開示しても良いとする州もある。ただし報酬を伴うものであってはならない。オーストラリア各州は、「表現の自由」についての基本的保障部分である下記 (iii) を共通項にして、それぞれが他の幾種かの開示の自由の保障された部分を有している⁽⁶⁰⁾。

- i) 司法捜査
- ii) 権威的リサーチ
- iii) 主観的客観的に公開にいたるおそれのない開示 (家族、友人)
- iv) 医師、心理士の治療
- v) 裁判終了後の、非対価性、自発性、匿名性を条件とする公開
- vi) 陪審問題研究のための学者への開示

合衆国の陪審員ストレス研究を中心に、アングロサクソン諸国の、陪審員ストレス問題に対する反応を概観してきた。一国のその時々々の法システムの有り様は、それぞれの国の歴史の流れの「そのとき」の現象を写す鏡である。他国の制度やその国の人々の営みを批判することは、厳に慎まなければならない。しかし他国の良き制度の中に自国に生かせる教訓を学んでいくことは有意義なことである。

(注)

- (1) National Center for State Courts, *THROUGH THE EYES OF THE JUROR: A MANUAL FOR ADDRESSING JUROR STRESS*, NCSC Publication Number R-209, 1998, at 40-42.
- (2) *Id.*, at 43,44.
- (3) *Id.*, at 48-50.
- (4) *Id.*, at 50.
- (5) *Id.*, at 50, 51.
- (6) *Id.*, at 51, 52.
- (7) *Id.*, at 52.
- (8) *Id.*, at 52, 53.
- (9) *Id.*, at 53.
- (10) *Id.*, at 54.
- (11) *Id.*, at 54, 55.
- (12) PETER G. JAFFE, *Vicarious Trauma in Judges: The Personal Challenge of Dispensing Justice*, *Juvenile and Family Court Journal*, 2003.
- (13) *Id.*, at 4, 5.
- (14) *Ibid.*
- (15) *Id.*, at 5.
- (16) *Id.*, at 4, 5.
- (17) *Id.*, at 8.
- (18) David M. Flores, *Judges` Perspectives on Stress and Safety in the Courtroom: An Exploratory Study*, *Court Review*-Volume 45, 2007.
- (19) *Id.*, at 76.
- (20) *Id.*, at 78.
- (21) *Id.*, at 79.
- (22) *Id.*, at 86.
- (23) *Ibid.*
- (24) *Id.*, at 87.
- (25) Institute for Court Management Court Executive Development Program 2010-2011 Phase III Project, *THE TRIAL EXPERIENCE: CIVIC SERVICE VS. CIVIL SERVICE ;A Study of Stress From High Profile Trials Among Jurors and Court Staff*; State of North Dakota, May 2011.
- (26) *Id.*, at 22.
- (27) *Id.*, at 26.
- (28) *Id.*, at 45.
- (29) *Id.*, at 46.

- (30) Id.,at 47.
- (31) Institute for Court Management ICM Fellows Program 2011-2012, *VICARIOUS TRAUMA: THE SILENT STRESSOR*, County of Riverside, May 2012.
- (32) Id.,at 26.
- (33) Id.,at 27.
- (34) Ibid.
- (35) MICHAEL E. ANTONIO, *STRESS AND THE CAPITAL JURY: HOW MALE AND FEMALE JURORS REACT TO SERVING ON A MURDER TRIAL*, THE JUSTICE SYSTEM JOURNAL, VOL.29, NUMBER 3 (2008).
- (36) Id.,at 396, 397.
- (37) Id.,at 398.
- (38) Id.,at 405, 406.
- (39) R. v. Pan; R. v. Sawyer, 2001 SCC 42, [2001] 2S.C>R. 344
- (40) Attorney General v Frail and Sewart[2011]EWHC(16/06/2011)
- (41) The Law Commission, *JURIES IN CRIMINAL TRIALS PART TWO*, Wellington, New Zealand, November 1999.
- (42) Id.,at 83.
- (43) Id.,at 84.
- (44) Ibid.
- (45) Tim McGrath, *Criminology Research Council Sub-Group on Juror Stress and Debriefing, Paper 1 for Conference, Sydney, 29th June, 2004.*
- (46) Id.,at 3.
- (47) Id.,at 2.
- (48) Tim McGrath, *Criminology Research Council Sub-Group on Juror Stress and Debriefing, Paper 2 for Conference, Sydney, 29th June, 2004.*
- (49) Id.,at 3, 4.
- (50) Canadian Research Institute for Law and the Family, *JUROR STRESS DEBRIEFING: A REVIEW OF THE LITERATURE AND AN EVALUATION OF A YUKON PROGRAM*, Yukon Department of Justice, March 2008.
- (51) Id.,at 27.
- (52) Id.,at 29.
- (53) Id.,at 30.
- (54) Noelle Robertson, *Vicarious Traumatization as a Consequence of Jury Service*, The Howard Journal Vol48 No 1. February 2009,
- (55) Id.,at 2.

- (56) Id.,at 3.
- (57) Id.,at 5.
- (58) Id.,at 9.
- (59) 岩田太「陪審と死刑」(信山社、2009 年) 12 頁。『死刑制度を維持する法域 (2001 年 5 月現在、38 州および連邦) のうち 29 州においては、陪審が、死刑を科すか否かの最終判断を行っている。残り 9 州においては、裁判官が最終的に死刑決定をくだす。なお 9 州のうち、アラバマ州、デラウェア州、フロリダ州、インディアナ州においては、陪審は、死刑もしくは終身刑の勧告を行い、それを参考にしつつ裁判官が最終判断を下す。』
- (60) 拙稿「裁判員法『守秘義務』序説 (2・完)」広島法学 35 卷 2 号 (2011 年) 148 頁。